

訪問介護重要事項説明書

〈令和 7 年 2 月 1 日現在〉

次のとおり、社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所（以下「事業者」といいます。）が行う訪問介護サービスの主な内容について説明します。

1. 訪問介護サービスについての相談窓口

＜月曜日～金曜日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分＞

- ☐ 電 話 0 7 7 2 - 4 6 - 5 5 5 6
 0 1 2 0 - 4 6 - 0 2 9 4 （フリーダイヤル）
- ☐ F A X 0 7 7 2 - 4 6 - 3 0 9 6
- ☐ 担 当 小 西 隆 子（主任訪問介護員）
 橋 本 明 久（サービス提供責任者）
 太 田 ま み（サービス提供責任者）

2. 訪問介護サービスの概要

(1) サービスの種類と区域

事業所名	社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所
所在地	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2272 番地 1 (岩滝ふれあいセンター)
介護保険指定番号	訪問介護 第 2 6 7 2 0 0 0 1 6 9 号
サービスを提供する区域	通常として与謝野町内
サービス営業日	通常月曜日から日曜日までとする。 国民の祝日、 12/29～1/3 までを除く。ただし、利用希望があれば 相談に応じて営業。 上記のほかは、深夜等を除き電話等により常時連絡 が可能な体制とする。

(2) 職員体制

職 種	員 数
管 理 者	1 名（常勤）
サービス提供責任者	2 名以上
訪 問 介 護 員	常勤 3 名以上、非常勤 6 名以上

(3) 訪問介護サービスの提供時間

訪問介護員の派遣時間は、原則として午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分までです。ただし、ご希望により早朝・夜間もご相談に応じます。

3. 訪問介護サービスの内容

(1) 訪問介護サービスは、居室に訪問して入浴・排泄・食事等の身体介護および洗濯・掃除・買い物等の生活援助その他日常生活上の介護を提供します。

また、町外の方については、訪問介護員の派遣態勢に基づいてご相談に応じます。

4. 利用料

(1) 基本単価と各種加算

サービスの利用料は、基本単価に各種加算を合算した下表の金額となります。

【訪問介護】

サービス区分	1回あたりの 基本単価	特定事業所加算 I (20%加算)	介護職員等処遇改 善加算 (IV) (14.5%加算)	加算後の料金 (1回あたり)
身体介護 20 分まで (サービス表記：身体介護 0)	1 6 3 円	3 3 円	2 8 円	2 2 4 円
身体介護 30 分まで (サービス表記：身体介護 1)	2 4 4 円	4 9 円	4 2 円	3 3 5 円
身体介護 60 分まで (サービス表記：身体介護 2)	3 8 7 円	7 7 円	6 7 円	5 3 1 円
身体介護 90 分まで (サービス表記：身体介護 3)	5 6 7 円	1 1 3 円	9 9 円	7 7 9 円
以降 30 分ごと	567 円を基準 に+8 2 円	左記の 20%	左記合計の 14.5%	左記の総合計
身体介護+生活援助 45 分 まで (サービス表記：身 体 1 生活 1 など)	身体介護の単 価+6 5 円	基本単価の 2 0 %	左記合計の 14.5%	左記の総合計
身体介護+生活援助 70 分 まで (サービス表記：身 体 1 生活 2 など)	身体介護の単 価+1 3 0 円	基本単価の 2 0 %	左記合計の 14.5%	左記の総合計
生活援助 45 分まで (サービス表記：生活援助 2)	1 7 9 円	3 6 円	3 1 円	2 4 6 円
生活援助 45 分以上 (サービス表記：生活援助 3)	2 2 0 円	4 4 円	3 8 円	3 0 2 円

※表の料金は 1 割負担の金額です。1 割負担対象外の方については、各利用者の介護保険負担割合証に記載の割合に応じた金額となります。

※表の料金は、日中時間帯（午前 8 時～午後 6 時）の料金です。

早朝（午前 6 時～午前 8 時）、夜間（午後 6 時～午後 10 時）の場合は 25%増し、深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増しとなります。

※2名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者の同意を得たうえで、通常利用料金の 2 倍の料金をいただきます。

【各種加算】

番号	加算項目	加算率、負担額	算定回数等
①	特定事業所加算（Ⅰ）	基本単価の20%加算	1回あたり
②	初回加算	200 円/月	初回利用月のみ
③	緊急時訪問介護加算	100 円/1 回	1 回の要請に対して 1 回
④	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	月合計額の 14.5%加算	毎月

① 特定事業所加算（Ⅰ）

訪問介護サービスにおいて、訪問介護員の質の向上や活動環境の整備などを行っている事業所として特定事業所加算（Ⅰ）に該当しますので、基本単価に 20.0%を加算させていただきます。

② 初回加算

初回の「訪問介護サービス」を行う同じ月内に、サービス提供責任者が自らサービスを行った場合、または他の訪問介護員に同行した場合に月額 200 円が必要となります。

2 か月以上サービスの利用がなく、再度サービスを利用された月内にサービス提供責任者が自らサービスを行った場合、または他の訪問介護員に同行した場合にも月額 200 円が必要となります。

また、介護認定区分の変更により「従来型訪問介護サービス」から「訪問介護サービス」に変更された場合も必要となります。

③ 緊急時訪問介護加算

訪問介護サービスにおいて、利用者やその家族等からの要請でケアマネージャーに連絡のもと、サービス提供責任者か訪問介護員が居宅サービス計画にない身体介護を行った場合に、1 回あたり 100 円を加算させていただきます。

④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

介護職員に適切な労働対価を支払い、人材確保及び適正なサービスを保つことを目的とした介護保険法で定められた料金加算です。本事業所が介護保険法で定める算定要件に適合しているため、月の合計料金に 14.5%の加算が適用されます。

(2) キャンセル料

利用者の都合により、当日サービスをキャンセルする場合は、キャンセル料として 500 円をいただきます。

(3) 交 通 費

与謝野町内での訪問介護サービスは無料ですが、与謝野町以外の居宅を訪問する場合は、下記のとおり交通費が必要となります。

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| 1) 通常の事業の実施地域の境界から片道 5 km未満 | 150 円 |
| 2) 通常の事業の実施地域の境界から片道 5 km以上 10 km未満 | 300 円 |
| 3) 通常の事業の実施地域の境界から片道 10 km以上 5 km毎に | 150 円加 |

(4) そ の 他

① 費用の負担

利用者の方の住居で、訪問介護サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は、利用者の方のご負担になります。

② 自己負担金のお支払い方法

毎月 10 日までに前月分の請求をさせていただきます。お支払い方法は、金融機関の口座振替でお願いします。

5. 訪問介護サービスの利用方法

(1) 訪問介護サービスの利用開始時は、訪問介護員がお伺いします。

(2) 訪問介護サービスの中止もしくは終了。

① 利用者の方のご都合による場合

訪問介護サービスの中止もしくは終了を希望する日の一週間前までにお申し出ください。

② 事業者の都合による場合

訪問介護サービスの中止もしくは終了をさせていただく一か月前までに文書で通知します。

③ 必然的中止の場合

以下の場合、双方の通知がなくても、規定により訪問介護サービスを中止もしくは終了します。

- ☐ 訪問介護サービスにおいて、利用者の方が介護保険施設に入所された場合
- ☐ 介護保険給付で訪問介護サービスを受けていた利用者の方の介護認定区分が、要支援、または非該当（自立）と認定された場合
- ☐ 利用者の方が亡くなられた場合
- ☐ 事業者が訪問介護サービスを休廃業した場合

④ その他の事項

- ☐ 事業者が正当な理由なく訪問介護サービスを提供しない場合や守秘義務に反した場合、また利用者の方やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合には、利用者の方は解約を通知することによって、即座に訪問介護サービスを中止、もしくは終了することができます。
- ☐ 利用者の方が、訪問介護サービスの利用料金の支払いを遅延し支払催告をしたにもかかわらず履行されない場合、また利用者の方やご家族などが、事業者や訪問介護員に対して本契約を継続し難い背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に訪問介護サービスを中止、

もしくは終了させていただく場合があります。

6. 訪問介護サービスの運営方針

当事業所は、利用者の方が可能な限り在宅で能力に応じた自立の生活を送ることができるよう援助します。そして、利用者の方の意思を尊重し、その方の立場に立ったサービスを行うとともに、居宅介護支援事業所をはじめとする関係機関との連携に努めます。なお、ご希望により訪問介護員の交替にも応じます。

7. 緊急時の対応方針

サービスの提供中に、利用者の方に容態の変化等があった場合は、主治医、消防署、ご親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をしますので、次の内容についてお知らせください。

主治医	医療機関名	
	氏 名	
緊急連絡先	氏名（続柄）	()
	電話番号	
居宅介護支援事業所	事業所名	
	担当者氏名	

8. 事故発生時の対応（賠償責任）

事業者は、訪問介護サービスの提供に伴って、自己の責めによる事由で利用者の方の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、居宅介護支援事業所をはじめとする関係機関との連携により、即座にその対応を図るとともに利用者の方に対してその損害を賠償します。

9. 相談・要望・苦情の窓口

訪問介護に関する相談・要望・苦情等は下記の窓口までお申し出下さい。

【与謝野町社会福祉協議会】 苦情受付責任者：野 村 由 美 苦情解決担当者：小 西 隆 子 橋 本 明 久 太 田 ま み	所在地：与謝野町字岩滝 2272 番地 1 TEL：0 7 7 2 - 4 6 - 5 5 5 6 FAX：0 7 7 2 - 4 6 - 3 0 9 6
【与謝野町】 福祉課	所在地：与謝野町字加悦 433 番地 TEL：0 7 7 2 - 4 3 - 9 0 2 1 FAX：0 7 7 2 - 4 2 - 0 5 2 8
【京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課介護管理係相談担当】	所在地：京都市下京区烏丸通四条下る 水銀屋町 620 番地 TEL：0 7 5 - 3 5 4 - 9 0 9 0

10. 第三者による評価の実施状況 無

11. 個人情報の保護及び秘密の保持について

利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

12. 人権の擁護・虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護の観点から、利用者が人権の侵害や虐待を受けている、または疑われる事実を確認した場合は、関係機関へ通報義務を負います。

事業者は、人権の侵害や虐待行為を予防するため、指針の整備、定期的な委員会の開催、研修を実施します。

13. 衛生管理について

事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

事業者は、感染症の発生や感染拡大を防止するため、定期的な委員会の開催、感染拡大防止のための指針の整備、感染症予防及び感染拡大防止のための研修及び訓練を実施します。

14. 身体拘束の禁止について

事業者は、事業の提供に当たっては、利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会や、指針の整備、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施いたします。

15. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的にできる体制を構築するため、業務継続計画を策定します。

事業者は、職員に対し業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的の実施いたします。

16. ハラスメント対策

事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者の方に対して本書面に基づいて重要な事項を説明するとともに同書を交付しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2272 番地 1
名 称 社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会 介護事業所 ㊞

説明者

所 属 社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会

氏 名 ㊞

本書面により、事業者から訪問介護サービスについての重要事項の説明とともに同書の交付を受け内容を了承しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 与謝野町字

氏 名 ㊞

代理人 住 所

氏 名 ㊞

<利用者との続柄： >